

# 5分で読める税のページ

## 従業員レクリエーション旅行費用の給与課税について

(株)マイツ  
公認会計士・税理士  
西田隆夫

### 従業員レクリエーション旅行費用の給与課税について

#### 【会社が負担した費用の給与課税の判定事例】

	事例 1	事例 2	事例 3
旅行期間	3泊4日	4泊5日	5泊6日
費用及び負担状況	旅行費用15万円 (内会社負担7万円)	旅行費用25万円 (内会社負担10万円)	旅行費用30万円 (内会社負担15万円)
参加割合	100%	100%	50%
判定	原則として非課税	原則として非課税	課税

#### 使用者が負担するレクリエーションの費用

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、その行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除きます)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えないこととされています(所基通36-30)。

#### レクリエーション旅行に参加したことによる経済的利益の課税上の取扱い

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行(海外旅行を含みます)の費用を負担することにより、旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担金及び負担割合などを総合的に勘案して課税されるかどうかを判定することになりますが、その負担額が、少額不追及の趣旨

の範囲内に止まる者であれば次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として給与として課税しなくてもよいこととされています(昭63直法6-9、平5課法8-1改正)。

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。  
(海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること)。
- (2) 従業員等の参加割合が50%以上であること。  
(工場や支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員等の50%以上であること)。
- なお、レクリエーション旅行についての上記の取扱いは、あくまでも使用者主催の新年会、忘年会やボーリング大会などの簡易なレクリエーション行事に対する取扱いの一環であり、使用者負担額(経済的利益の額)が多額のものについてまで非課税となるものでないので注意が必要です。

#### 会社が負担した旅行費用の給与課税の判定事例

国税庁のタックスアンサーによれば、具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

- 【事例1】
- (イ) 旅行期間 3泊4日  
(ロ) 費用及び負担状況 旅行費用15万円

- (内使用者負担7万円)
- (ハ) 参加割合 100%  
判定  
旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

#### 【事例2】

- (イ) 旅行期間 4泊5日  
(ロ) 費用及び負担状況 旅行費用25万円  
(内使用者負担10万円)
- (ハ) 参加割合 100%  
判定  
旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

#### 【事例3】

- (イ) 旅行期間 5泊6日  
(ロ) 費用及び負担状況 旅行費用30万円  
(内使用者負担15万円)
- (ハ) 参加割合 50%  
判定  
旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は一般通念上に行われている旅行とは認められないことから課税